

女性相談支援員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 女性相談支援員（会計年度任用職員・パートタイム）
(2) 募集人数 1人

2 勤務場所

守山市役所こども家庭相談課

転勤の可能性：なし

3 業務内容

- DVの相談、支援に関する業務
- 困難な状況にある女性への相談、支援に関する業務
- 離婚前後における相談、支援に関する業務
- ひとり親家庭の相談、自立に向けた必要な指導や情報提供
- ひとり親家庭の職業能力の向上や求職活動の支援
- その他所属長の定める事項に関する業務

変更範囲：変更なし

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
(2) 性別 問いません
(3) 資格 次の①～③の要件を満たす人
- ① 次のア～チのいずれかに該当する人
- ア 児童福祉司
- イ 都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校を卒業
- ウ 都道府県知事の指定する全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程を修了
- エ 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科（または相当する課程）を修めて卒業
- オ 医師
- カ 社会福祉士
- キ 精神保健福祉士
- ク 公認心理師

- コ 社会福祉主事
 - サ 保健師
 - シ 助産師
 - ス 看護師
 - セ 保育士
 - ソ 教員職員免許法に規定する普通免許状取得者（専修免許、1種免許、2種免許）
 - タ 児童指導員
 - チ 福祉に関わる相談業務の経験が3年以上ある人
- ② 普通自動車運転免許証を有する人
- ③ パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年）
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり)
- (2) 勤務日数・時間 週4日 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 報酬・手当 月額201,344円※1年目の報酬額
賞与（期末手当+勤勉手当）
1年目：3.0225月分 2年目以降：4.65月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改革に伴い変更となる可能性があります。
費用弁償
- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇、夏季休暇、忌引きほか
- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険
- (6) 通勤手当マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自身で手配していただきます。（駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。）
- (7) 退職等 ①任用期間が満了した場合
②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。
 - ・勤務実績が良くない場合
 - ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
 - ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合

- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇预告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月12日（木）午前9時30分～（受付：午前9時～）

守山市役所4階 協議室4A、4B

(3) 持ち物

試験当日に履歴書（写真貼付）、筆記用具、運転免許証、資格・免許証の原本または実務経験の証明書類、紹介状（ハローワークでの申込の方のみ）を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・こども家庭相談課へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所（各ハローワーク、ジョブプラザ守山等）に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年2月10日（火）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合わせ

こども家庭相談課 電話 077-582-1137 FAX 077-582-1138

メール kodomokateisoudan@city.moriyama.lg.jp